

相談・窓口業務(新型コロナ対応)

■ 県民、企業等からの各種申請期限の延長等

県が事業主体となる各種申請等の期限が5月中旬までに到来する場合は、期限を5月末まで延長する等の臨時措置を講じる

(例) 看護職員修学資金新規貸付者募集 (4/30→5/31)

新型コロナ克服緊急応援金 (4/30→5/31)

第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業補助金・応援金 (5/14→5/31)

■ 大型連休中の特別相談体制

新型コロナ感染症に関する電話相談窓口は、大型連休中も、県庁内の体制を組み、土日を除き、開設する

【受付期間】4/26 (月) ~4/30 (金) 及び 5/3 (月) ~5/7 (金)

【受付時間】8:30~17:15 [受診相談センターは24時間対応 (土日祝日を含む)]